

大阪市西淀川区長表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西淀川区において住民福祉の増進、地域社会の発展若しくは産業、教育の振興に寄与した者、文化、スポーツ活動等において功績があった者又は区政の推進に積極的に協力した者に対して、表彰状、賞状又は感謝状を授与してこれを顕彰し、又は感謝の意を表するため、「大阪市表彰規則」及び「大阪市表彰規則実施要項第6項第2号」に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(表彰項目)

第2条 表彰は、次の各号の1に該当するものに対して行う。

- (1) 民生・社会福祉事業に功績のあったもの
- (2) 地域社会の振興発展に功績のあったもの
- (3) 産業経済の振興、住民生活の向上発展に功績のあったもの
- (4) 教育・文化・スポーツの振興発展に功績のあったもの
- (5) 審議会の委員として功績のあったもの
- (6) 納税に関し功績のあったもの
- (7) 環境・保健衛生に関し功績のあったもの
- (8) 都市計画事業等に功績のあったもの
- (9) 人命救助等や社会的に影響ある拾得物の届出等の善行のあったもの
- (10) その他特に適当と認める功績のあったもの

(表彰の方法)

第3条 表彰の方法は表彰状、感謝状又は賞状を授与して行い、その区分については次のとおりとする。

- (1) 表彰状
顕著な功績・功労あるいは模範となる善行のもの
- (2) 感謝状
区政の推進に積極的に協力したもの
- (3) 賞状（区長賞）
競技会展覧会等において成績優秀なもの

(表彰の手続)

第4条 課長等は、表彰にあたっては必要に応じ、次に掲げる書類を添付の上、表彰すべき功績、団体の場合はその設立目的、組織、業務内容などを明らかにするものとする。

- (1) 功績調書…………別紙様式のとおり
- (2) 定款・規約
- (3) 役員名簿
- (4) その他参考資料

(表彰状等の様式)

第5条 表彰状等を作成する際の用紙は、統括用品もしくは同等以上のものを使用するものとする。

(その他)

第6条 表彰を受けるべき者が表彰日前に死亡したときは、生前の日付にさかのぼってこれを表彰することができる。

2 第2条の各号に該当し、市長表彰の程度に至るものに対しては、「大阪市表彰規則実施要項」により市長表彰を行う。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行に関し、必要な事項は区長が定める。

附則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

(様式)

功 績 調 書

(個人用)

(ふりがな) 氏名		※ 生年月日	年 月 日 (満 才)		
現住所	(※電話)	※ 本籍	都道府県		
※ 最終学歴		※ 現職			
※ 公 職 歴	職名		期間	在職期間	
功 績 概 要					
賞 罰					

※については、必要に応じて記載すること。

功 績 調 書

(団体用)

団体名			所在 地	(電話)
代表者 氏 名			設立 年月日	
現在の概要	会員数			
	活動目的			
	役員構成			
	活動地域			
功績概要				
賞罰				